

## 第 29 期目録委員会記録 No.8

### 第 8 回委員会

日時：2003 年 12 月 20 日（土）14 時～17 時 10 分

場所：日本図書館協会 5 階会議室

出席：永田委員長、白石、原井、平田、古川、増井、茂出木、横山

<事務局>磯部

#### [ 配布資料 ]

1. 第 2 章（和古書・漢籍を含む）(案)(23 ページ-A4、増井委員)
2. 第 2 章（和古書・漢籍を含む）(案)のうち 2.7.4 和古書，漢籍に関する注記  
（4 ページ-A4、増井委員）
3. 第 13 章 継続資料（案）(42 ページ-A4、原井委員)
4. 第 13 章以外の章についての改訂（3 ページ-A4、原井委員）
5. 国立国会図書館『全国書誌通信』No.116（26 ページ-A4、事務局）
6. 第 29 期目録委員会記録 No.6 訂正版（4 ページ-A4、事務局）
7. 第 29 期目録委員会記録 No.7（5 ページ-A4、事務局）

#### [ 連絡事項 ]

吉田寿治郎氏からの質問（辞書体目録を編成していた東北地方の町立図書館の名称）について宮坂逸郎氏（元・目録委員長）に照会中である旨、永田委員長から報告があった。

#### [ 前回の委員会記録の訂正 ]

委員会記録 No.7 について、下記のとおり訂正する。

- ・ p.3 2.0.6.3A の直後に「 - 」を挿入する。
- ・ p.4 2.0.6.4 の直後に「 - 」を挿入する。
- ・ p.4 2.5.1.2H のうち「分かりづらくなるので、」を削除する。
- ・ p.4 「2.5.2.2D の加除式資料に関わる項等」は「2.5.1.2D の加除式資料に関わる項等」とする。

#### [ 検討事項 ]

1. 第 2 章和古書・漢籍関連規定の改訂について

増井委員から、資料 1 及び 2 について説明があった。大きな変更点は以下のとおり。

- ・ 条項番号の前に「和」を付す方式を改め、条項番号の後に「(古)」を付すこととした。
- ・ 「図書」という表現は和古書・漢籍に馴染まないもので、該当箇所は概ね「記述対象」に改めた。ただし、一部表現がくどくなってしまった箇所がある。

- ・2.1.1.2D(古) 総合タイトルがない場合の各著作のタイトルの記録方式ウ) すなわち「主な著作のタイトルを本タイトルとして記録」する方式について、「従属的な著作は」内容細目ではなく「with 注記として記録する」こととした。
- ・2.4.1.1D(古) 和古書・漢籍については、2以上の出版地があるときはすべて記録することとし、条文番号を独立させた。ただし、旧案を別法として残すことも検討中。
- ・2.4.3.2E 「[出版年不明]」と記録することは極力減らしたいため、末尾を「補記してもよい。」と改めた。

次いで、以下の議論及び指摘があった。

#### 第2章における「図書」と「記述対象」の使い分け方

- ・もともと統一されていない場合もある。(例：2.1.5.1A と 2.1.5.1B)
- ・「記述対象」というのは、情報源、範囲を意識した言い方である。
- ・今後、item という用語は適切だろうか。
- ・和漢古書の場合は item である。
- ・FRBR の用語では、古書は「個別資料」になる。
- ・普遍的、包括的な言葉として「記述対象」を使うことでどうか。
- ・第3案として「当該資料」も考え得るが、その範囲が曖昧になってしまう。
- ・もともと第2章で「図書」となっていたのは「図書」のまま、「記述対象資料」は「記述対象」に直す、古書は「記述対象」としてはどうか。
- ・「記述対象図書」は「図書」としてよい。
- ・2.1.5.1A「図書の」は不要である。

#### 2.1.1.1A(古)

- ・数字の記録方法だが、書誌的巻数はタイトルに含まれているわけではないのでアラビア数字で記録するという主旨である。
- ・書誌的巻数は、タイトルの一部ではないがタイトルに続けて記録することになっている。
- ・ISBD では説明がつかない。
- ・manifestation である。
- ・書誌的巻数とはいえ、資料の成立時における物理的巻数である。
- ・従来の区切り記号「,」は「:」にすべきだが、NII はスペースにしてしまった。
- ・台湾ではコロンである。
- ・タイトル関連情報という ISBD のエレメント自体が特殊であり、将来どうなるかわからない。だから、このままで良いということもありうる。
- ・書誌的巻数をタイトルに続けて記録する意味は、重要な情報だからだろう。
- ・「完本」「完全本」は、どちらか一方に統一する。

#### 2.1.1.2D(古)のウ)

- ・「:」の前後のスペースは不要。
- ・「With」か「with」か、大文字使用法を確認する必要がある。

- ・和古書・漢籍の担当者は英語表現を嫌がるのではないか。
- ・「その他の著作」「他の著作」「その他の内容」はどうか。
- ・「with」は「bound with」（合本、合冊）の意味である。
- ・「合」はどうか。（国書総目録では「合」）
- ・古書の権威ある目録の例に倣うこととしたい。

#### 2.4.3.2E の第四段落

- ・出版年を推定により補記する場合、西暦年は表示されていないのが普通だから、西暦年の補記と合わせて二重角がっこ（[貞亨 5 [1688]]）になるのではないか。
- ・（出版地の都道府県名のように）付記のときは情報源の表示の有無にかかわらず丸がっことする、としておけば問題ない。
- ・構造を持った（structured value）データであるべきところ、目録規則上そうなっていない部分である。

#### 2.4.3.2E の最終文

- ・出版年不明の場合に「[出版年不明]と補記してもよい。」とすると、薦めているように読める。「することができる」も同じ。
- ・「出版年が不明の場合」は不要。
- ・「推定記述」という言い方は普通でない。
- ・「出版年が推定もできない場合は、「[出版年不明]と記録する。」に改める。

#### 2.5.3.2E（古）

- ・例は 2.5.3.2 E 任意規定に戻す。

以上の議論を基に、「with 注記」と「記述対象」の件は引き続き検討することとなった。

## 2. 第 13 章の改訂について

原井委員から、資料 3 及び 4 について以下の説明があった。

- ・複製物に関する規定については、B 案を本文に入れ込んだ。
- ・タイトルの変化については、前回の指摘を基に 13.1.1.3A と 13.1.1.3B を書き換えたが、13.1.1.3A の「ただし、13.1.1.3B に示す場合に該当するときは除外する。」は残してある。A と B は重なり合う部分があるので、その場合にどちらを優先するかの規定が必要と考えた。AACR2 でも同様の規定がある。
- ・13.1.1.3B ウ） 国立国会図書館及び NII では逐次刊行物の種別を示す語の変化（追加、削除）を重要な変化とみなしているが、ISBD（CR）、AACR2、ISSN マニュアルいずれも軽微な変化としている（13.1.1.3B カ）ので、平仄を合わせる必要があると考えた。「類似の語に変化」は日本語特有の現象と捉えて追加したものである。
- ・13.1.1.3B ケ） ローマナイズを含むか否かは要検討である。漢字かな表記がすべてローマ字に変化したものを軽微とみなせるか。文字種の変化は ISBD で想定していない部分なので、独自に決める必要がある。
- ・13.1.1.3B コ） 総称的なタイトルの範囲や団体の同一性（著者標目との関係）がある

ため、例を問題のないものに置き換えた。  
次いで、以下の議論及び指摘があった。

#### 13.1.1.3A

- ・但し書き中「除外する」は「除く」に改める。
- ・但し書きの主旨は、できるだけ軽微な変化とみなす、ということである。

#### 13.1.1.1B

- ・最終文「また、判断に迷う場合は、軽微な変化とする。」全体が削除されているが、「判断に迷う場合は、軽微な変化とする。」は必要である。削除は「また、」のみ。
- ・ISBDの minor change 規定にありながら盛り込まれていないものとして、並列タイトルと本タイトルの入れ替えがある。追加する予定。
- ・英語とフランス語の場合は良いとして、日本語と英語の場合に適用できるか。
- ・途中で並列タイトルが出現し、さらに本タイトルと入れ替わったらどうするのか。
- ・日本語は含めず、タイトルが欧文の場合に限定してはどうか。
- ・内容の変化との関係をどう捉えるか。
- ・重要な変化とみなすべきものは、本タイトルの意味の変化、扱う内容の変化、本タイトルに含まれる団体の変化、の三つである。
- ・日本語資料の場合、デザイン的な変化が多い。
- ・「本タイトルと並列タイトルが入れ替わったとき」を追加することで良しとする。

#### 13.1.1.3B ウ)

- ・「リサイクルニュース」の例は、ケ)の例と混同されるおそれがあるので削除する。
- ・逐次刊行物の種別を示す語が追加または削除されたときの例を追加する。

#### 13.1.1.3B ケ)

- ・ローマナイズは文字種の変化に含まれる。

#### 13.1.1.3B コ)

- ・generic が否か、それと団体名が絡んだ事例については検討が必要。
- ・どこまでを内部組織と見なすかで、同一団体か否かが異なる。
- ・「本タイトルに含まれる団体名が追加または削除されたとき」としてはどうか。
- ・13.1.1.3A キ)との関係はどうなっているのか。
- ・13.1.1.3A キ)のほうが広く、コ)を含んでいる。13.1.1.3A に但し書きが必要な理由の一つである。

#### 複製物に関する規定について

- ・A 案、B 案いずれにしても、NII の運用（学術雑誌総合目録和文編データ作成マニュアル）とは大きく異なることになる。特に出版事項。
- ・今回の変更により NII の運用は根拠を失うことになるが、やむを得ないと考える。（適用細則的に運用することで良い）
- ・改訂案の必要性は何か。
- ・現行の 13.0.3.1A の規定が論理的でなく、書誌的事項毎に情報源を異なるものにし

ていることへの疑念が今回の改訂案の発端である。つまみ食いではなく、すべての書誌的事項を複製物から、またはすべての書誌的事項を原資料から、とすべき。

- ・同様の指摘は、『国立国会図書館逐次刊行物目録規則』（1982年刊、責任表示のみ原資料を情報源とする旨の規定あり）に関する研究集会でも行った。原資料と複製物の利用に関して、目録上の集中を図る意味ですべての書誌的事項を原資料から、と提案した。

- ・原資料を複数の出版者が復刻した場合、利用者は原資料のタイトルで検索するのでタイトルは原資料を情報源とする一方、出版者の区別は重要なので出版事項は複製物を情報源とする、というのがNIIの運用である。

- ・13.0.3.1A 別法2として、NIIの運用を取り込むことは考えなくてよいか。

- ・複製物を表現形のレベルで捉えれば良しとするか否かである。

- ・今後、表現レベルの複製は増えるが、manifestationレベルの複製は減るだろう。

- ・どこまでを複製物と捉えるかによって対処が異なってくる。

- ・図書等、他の章にも波及する問題である。

- ・1987年版策定時の流れは複製物を情報源とするものだったが、それ以前には原資料を情報源とする時代もあった。現在、また元に戻っているように思うが如何か。

- ・carrier と contents は別物であり、両方ともに満たすことは無理である。

- ・現行の条文にそった形で作り直すこととする。（A案、B案とも採用せず）

#### 第13章以外の章で関係する箇所

- ・用語解説は次回の課題とする。

- ・他の章で改訂すべき箇所はまだ網羅していない。特に第9章。

- ・第13章改訂版を出すときには、「他の章の「逐次刊行物」は「継続資料」に置き換える」旨の一般規定を別紙で付ければ良いのではないか。該当条文すべてを付ける必要はない。

- ・第9章は分量が多いので漏れがないようにする必要がある。横山委員がチェックを担当する。

#### [ 次回以降の委員会スケジュール ]

- ・1月24日（土）

- ・2月28日（土）

- ・3月27日（土）